大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る事項については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和８年11月12日

大阪府知事　吉村　洋文

１　届出の概要

(1)　変更した事項

ア　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ　大規模小売店舗を設置する者の住所

ウ　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

エ　大規模小売店舗を設置する者の住所

オ　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

カ　大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

キ　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ク　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名ほか

(2)　大規模小売店舗の所在地及び名称

東大阪市長堂一丁目885番

ヴェル・ノール布施

(3)　大規模小売店舗を設置する者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

大阪市天王寺区大道四丁目９番12号

愛眼株式会社

代表取締役　佐々　昌俊　ほか28者

(4)　変更年月日

ア　令和５年６月29日

イ　令和元年５月11日

ウ　平成31年４月29日

エ　平成30年１月15日

オ　令和３年11月１日

カ　令和６年６月27日

キ　令和２年６月26日
ク　令和８年３月16日ほか

２　届出年月日

令和８年６月10日

３　縦覧の期間及び方法

(1)　期間

令和８年11月12日から令和９年３月12日まで

(2)　方法

ア　インターネットの利用による縦覧

大阪府の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/daikibokouritenpo/index.html#todokedejoukyou)

イ　書面による縦覧

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

４　意見書の提出先

〒559-8555　大阪市住之江区南港北一丁目14番16号　大阪府咲洲庁舎25階

（TEL（06）6210-9497）

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課